

MKCニュース

前田充紀税理士事務所

発行人

税理士 前田充紀
行政書士〒 462-0847
名古屋市北区金城
二丁目7番10号
電話 052(912)3995
FAX 052(912)6195

ヒントヒント

負けない 15歳の天才棋士藤井聰太プロが大活躍。将棋ライターの鈴木宏彦氏は、将棋の成功者は、黙々と努力して結果を出すチャンピオンタイプと、先頭に立って大勢の人を引っ張っていくリーダータイプがあり、後者は大山康晴十五世名人や羽生善治永世七冠、いずれは藤井聰太六段もと言っています。羽生七冠は、対局中の昼休みに他の対局を1通り見て歩き、1局につき数分で情勢を解析、瞬時の判断を繰り返すことで情報と分析が蓄積されたといいます。大山名人は、努力もさることながら、横断歩道で先頭に立ち、青信号で3番以内で渡りきると決め、自分は負けるはずがないという信念を強化していました。(プレジデント)

税務ミニガイド

納税証明書は、e-Taxを使ったオンライン請求することができます。パソコンやスマートフォンで納税証明書請求データを作成して送信し、税務署窓口で本人確認後に受け取ります。電子署名、電子証明書は不要で、手数料は1税目1年度1枚370円で、通常の400円より安くなっています。



ヒントヒント



租税公課の取扱い

□租税公課の取扱い

法人税法においては、法人が納付する租税公課について、損金の額に算入されるものと損金の額に算入されないものがあります。

また、損金の額に算入されるものについては、その算入時期について、注意する必要があります。

□損金算入されないもの

租税公課のうち、次のようなものは、損金の額に算入されません。

- ①法人税、地方法人税、都道府県民税、市町村民税の本税
- ②各種の加算税や各種の加算金、延滞税や延滞金（地方税の納期限延長に係る延滞金は除きます）、過怠税
- ③罰金や科料（外国または外国の地方公共団体が課する罰金、科料に相当するものを含みます）、過料
- ④法人税額から控除する所得税、復興特別所得税、外国法人税

□損金算入されるもの

損金算入されないものとして規定されている租税公課以外のものについては、原則として損金の額に算入されることになりますが、たとえば、次のようなものがあります。

- ①利子税、地方税の納期限延長に係る延滞金
- ②事業税、地方法人特別税
- ③固定資産税、都市計画税、自動車税
- ④印紙税

□損金算入時期

損金算入時期は、次のとおりです。

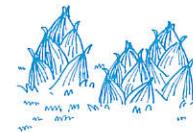
(1)申告納税方式によるもの

事業税、酒税、事業所税など申告納税方式の租税については、納税申告書を提出した事業年度となります。更正、決定のあったものについては、その更正、決定のあった事業年度となります。

ただし、その事業年度の直前事業年度分の事

話のタネ

○例えば、東京で体重60kgだった人が、北海道で同じヘルスマーターに乗ると60.05kgになり、沖縄で量ると59.05kgになる。何故か。答えは、重力と地球の自転による遠心力に影響されたこと。地球は橢円形ですが、体重が重くなるのは地球の中心に近い北極や南極で、赤道に近づくほど軽くなる。そこで、市販の体重計には北海道用、本土用、沖縄用が用意されている。



業税および地方法人特別税については、その事業年度終了の日までに申告等がされていない場合であっても、その事業年度の損金の額に算入することができます。

(2)賦課課税方式によるもの

固定資産税、不動産取得税、自動車税など賦課課税方式による租税については、賦課決定のあった事業年度となります。

ただし、納期の開始日の事業年度または実際に納付した事業年度において損金経理をした場合には、その損金経理をした事業年度となります。

(3)特別徴収方式によるもの

ゴルフ場利用税、軽油引取税など特別徴収方式による租税については、納入申告書を提出した事業年度となります。更正、決定のあったものについては、その更正、決定のあった事業年度となります。

(4)利子税、延滞金

国税の利子税や地方税の納期限の延長に係る延滞金については、実際に納付した事業年度となります。

ただし、その事業年度の期間に対応する未納額を損金経理により未払計上したときは、その損金経理をした事業年度となります。

平成28年分相続税申告状況

前年の申告大幅増加に続き微増

国税庁の発表によれば、平成28年に亡くなつた人、被相続人数は130万7,748人で、過去最高だった前年より1万7304人増加しています。

(1)被相続人数と課税割合

平成19年以降で初めて被相続人の数が130万人を超える、さらに課税割合も平成26年分が4.4%だったものが8.1%（前年分8%）になっています。これは、平成27年から相続等の基礎控除が従前の60%に引き下げられたためです。

各国税局のうち東京・大阪・名古屋の三つの国税局の平成28年分の申告状況を鳥瞰すると、以下のとおりです。東京局管内の相続税の課税対象者は3万3千人弱（前年分3万2千人強）、課税割合は12.8%（同12.7%）、税額累計は8,140億円（同7,615億円）でした。大阪局管内の課税対象者は1万7千人強（同1万6千人強）、課税

割合は8.4%（同8.2%）、税額累計は3,041億円（同3,159億円）でした。名古屋局管内の課税対象者は1万6千人強（同1万6千人）、課税割合は11%（同11%）、税額累計は2,452億円（同2,381億円）となっています。

(2)相続財産の内訳

10年前と比較すると相続財産に占める土地の割合が当時の47.8%から38%に減っています。これに対して有価証券と現金・預貯金の割合は、当時の36.3%から45.6%へと増加しています。

(3)名義預金に注意

一方で相続税の税務調査の結果についても公表されていますが、平成28年分では現金・預貯金等の申告漏れ額が一番多く1070億円で、その申告漏れ割合は33.1%となっています。この原因は、名義上は配偶者等の預金であっても相続財産として申告が求められるケースがあるためです。名義預金とされないためにも、預金通帳の管理は被相続人が行なっていたのか、印鑑が被相続人のものか、引き出して利用していたのは誰かなどが留意事項となりますので、注意したいものです。

ナマの税務相談室

Q 伯父が3月に死去いたしました。その相続関係で従兄弟から種々相談を受けています。

伯父は有名な料亭で料理長を務め5年前退職しておりますが、当時部下だった専務から株式譲渡の申し入れがありました。税金の面もあり、専務からご紹介を頂きお伺いいたしました。

A 長年の間伯父上経由で税務顧問を依頼され、年に数回は美味しいお料理を頂きながら伯父上とお話を交わすのはとても楽しいひと時でした。

何でもご相談ください。番頭の専務さんも真面目で伯父上も大変信頼していましたね。

Q 創立以来伯父が所有している株式の一部千株を専務が購入いたしたいという要望です。

A 分かりました。伯父上が大変信頼しているらっしゃった専務さんに譲渡されるので

したら伯父上も喜ばれると思います。株券とか社内規定などは如何ですか。

創立株主の伯父の株式譲渡

Q 専務からの情報では株式の譲渡については承認を得ていること、及び、社内規定で上限は千株300万円だそうです。券面金額千株で50万円です。

A いくらで購入したいと専務さんは申し出ているのですか？

Q 専務は最高の300万円でも譲渡してくださいなら、という申し出です。

A それは良かったですね。ご存知のように、株式譲渡にかかる税金は所得税と住民税が課税されます。

300万円と50万円の差額250万円が所得金額です。所得税は15%と復興特別所得税（所得税の2.1%）を分離課税申告して納付しなければなりません。

別途住民税が5%課税されます。

ナマの税務相談室

不均一課税対象法人 という「標準」の法人

法人地方税の申告をするとき、不均一課税適用法人に適用する税率につき判断しなければならないことがあります。「不均一」というのだから、特別な法人のこととイメージしがちですが、その適用税率は「標準税率」とされていることが多いです。「不均一」=「標準」ということなので、初めは面喰らいがちです。不均一課税とは、特定の場合に一定の範囲に限り条例によって一般の税率とは異なる税率で課税することを指しています。「一般」=「標準」ではないことが理解のポイントです。

方「標準税率」とは、地方自治体が課税する場合に通常適用する税率を言いますが、

各地方自治体は、条例に定めることにより、この標準税率よりも高い税率で課税する「超過課税」を行うことができます。この超過課税での税率が「一般」の税率になり、これと異なる標準税率は一般的の税率以外の税率としての「不均一」の税率となります。多くの自治体では、超過課税を採用しつつ、その対象から中小法人を除外する「中小法人に対する不均一課税」を実施しています。

不均一課税の根拠規定は地方税法第6条および第7条にあり、第6条が負担軽減規定で、第7条が負担過重規定です。ただし、超過課税を条例化した上で軽減不均一課税をするケースがほとんどで

す。過重不均一課税が採用されることはありません。

超過課税については、税率の上限が定められている税目もあります。その上限の税率を「制限税率」といいます。法人県民税の法人税割の制限税率は6%ですので、6%を超える税率を適用することはできません。なお、法人県民税の均等割には制限税率はありません。資本金等の大きい法人に対して、大阪府のように他の自治体の2倍近い均等割を課している自治体もあります。

不均一課税の中の特殊なものとして、市町村合併に際して、合併する相互の市町村の地方税の税率が異なっていた場合などに於いて、合併が行われた年度及びこれに続く5年度に限り、市内の区域毎に異なる不均一の課税をすることが、市町村合併特例法で出来るとされています。

5日立夏、
21日小満。
夏になると宣伝になることや、休みの大休連休」と呼んでいました。以前はゴールデンウイークと呼んでいましたが、これは映画業界用語ということとナ語、一週間より長い時もある、が理由のようです。

5月。鯉のぼり、行楽シーズン。田のあやめ浦のあやめと咲き競ふひかる



マイクロソフトの行動は非常に迅速だ。
我々は顧客のニーズに応じて
優先順位を決めている。
(ビル・ゲイツ)

5月の税務メモ

- (国 税)—
- 4月分源泉所得税の納付(特例適用者を除く)
 - 特別農業所得者の承認申請
 - 3月決算法人の確定申告
 - 9月決算法人の中間(予定)申告
 - 所得税確定申告の延納申請分の納付

- (地方税)—
- | | |
|-----|-------------------|
| 10日 | ○4月分個人住民税特別徴収分の納付 |
| 15日 | ○3月決算法人の確定申告 |
| 31日 | ○9月決算法人の中間(予定)申告 |
| ク | ○鉱区税の納付 |
| ク | ○自動車税の納付 |
| ク | |

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。